

平成22年度紀州材需要創出事業(家づくり支援)Q&A

第1章 事業の説明

Q1 「紀州材需要創出事業(家づくり支援)」ってどんな事業?

和歌山県内で木造住宅を建てられる方が、乾燥した紀州材を構造材(構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。)として使用する場合、和歌山県がその経費の一部を助成する事業です。

Q2 どんな人が対象になるの?

① 和歌山県内に、自ら居住する木造住宅(一戸建て専用・併用住宅)を新築又は増改築(10平方メートル以上)する建築主*が対象となります。ただし、建売住宅は除きます。

※ 建築主とは、建築確認通知書又は建築工事届に記載された建築主で、完成後そこに居住される方です。

② 建築主が複数(夫婦の連名等)の場合は、代表者を定めて申請してください。

Q3 条件は?

① 住宅の構造材(柱、梁など)又は構造材と併せ内装材(床・壁など)に乾燥した紀州材(乾燥紀州材)を使うこと。なお、内装材のみは対象になりません。

② 平成23年2月28日までに補助対象部分(乾燥紀州材)が施工済みであること。

Q4 補助金額は?

構造材及び内装材に使用する乾燥紀州材の材積1m³当たり20,000円です。ただし、1棟当たり20万円を上限とします。

(例) 乾燥した紀州材10m³使った場合、
 $10\text{m}^3 \times 20,000 \text{円/m}^3 = 20\text{万円}$ となります。

Q5 乾燥紀州材って何?

和歌山県内の森林から伐採され、和歌山県内の製材所等で製材されたもので、木材の含水率が、25%以下のもの。

Q6 構造材・内装材って何?

通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、火打ち、床材、壁材等です。

第2章 手続きはどうするの？

Q7 申し込みはどうするの？

要綱別記第1号様式（要綱第4条関係）と要綱別記第2号様式（要綱第4条 関係）に所定の事項を記入し、振興局林務課に2部を提出してください。

Q8 申し込みの期間はあるの？

平成22年4月1日から平成22年11月30日までです。ただし、住宅の建築途中に、紀州材の含水率を計測する等の現地調査（Q12参照）を行いますので、必ず現地調査が可能な時期までの申し込みが必要です。（※例えば、構造材の現地調査は棟上げ後、申請した構造材が目視出来る時期に行います。）

Q9 申し込んだ後どうなるの？

- ① 申込者が多い場合、抽選により採択を決めます。
- ② 採択を決める時期は、平成22年11月30日以降となります。
- ③ 抽選の場合は、申請者本人宛に、抽選日等を郵送で通知します。

Q10 申し込んだ後、使用する紀州材の材積や、請負建築業者等が変わった場合どうするの？

補助金交付申請書提出時に、最終の材積量及び建築請負業者等を報告してください。ただし、申し込み後の紀州材の使用増加による補助金の増額は認められません。

Q11 申し込みを取り下げる場合はどうするの？

要綱別記第3号様式（要綱第5条関係）に所定の事項を記入し、届け出てください。

第3章 補助金はどうやってもらうの？

Q12 県の検査はあるの？

- ① 振興局林務課の職員により、木材の数量や含水率等の現地調査を行います。なお、この現地調査は、建築基準法に基づく中間・完了検査とは別のものです。
- ② 現地調査時には、申請者又は施工事業者など関係者の方の立ち会いが必要となります。

Q13 補助金の交付申請はどうしたらいいの？

- ① 補助金交付申請書（添付書類を含む）を、振興局林務課に、1部提出してください。
- ② 様式は、規則別記第1号様式（規則第4条関係）及び要綱別記第4号様式（要綱第6条関係）です。
補助金は、要綱別記第4号様式に記載の口座に振り込みとなります。

※ 添付書類については、Q15以降を参照

Q14 添付書類「紀州材証明書」について（要綱第6条関係）

建築業者、紀州材納材業者又は紀州材を取り扱っている製材所へご相談下さい。
なお、平成22年4月1日より紀州材認証システムが新制度へ移行していますので詳しくは製材所等にご相談ください。

Q15 添付書類「写真」、「建築確認通知書・建築工事届の写し」

- ① 写真は、「構造材完成（棟上げ）時（全景）」及び「内装材完成時」のものを付けて下さい。
- ② 建築確認が必要な地域：建築確認通知書の写し
建築確認が必要でない地域：建築工事届の写しを添付してください。
どちらが必要かは、市町村役場の建築関係課または振興局建設部総務課にお尋ねください。
- ③ 必要に応じ、建築後の住宅に居住していることを証明する書類（住民票等）の提出を求める場合があります。

Q16 補助金交付申請書並びに現地調査の結果、補助金額は、変わりますか？

- ① 申請書類の審査や現地調査の結果により、不採択や減額になる場合があります。なお、認定額は「補助金の交付決定及び額の確定通知書」により、申請者あて郵送にてお知らせします。

Q17 請求書は、県に提出するの？

- ① 「補助金の交付決定及び額の確定通知書」受領後、請求書に必要事項を記入し、振興局林務課に提出してください。
- ② なお、請求書の様式は、規則別記第3号様式（規則第16条関係）です。

Q18 手続きの流れについては、どうなりますか？

